

令和5年11月定例会

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和5年12月8日

場 所 第3委員会室

令和5年12月8日（金曜日）

危機管理局長兼
危機管理課長 渡邊 世津子
消防保安課長 寺田 健一

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 人材育成・地域支援の取組
2. デジタル技術の活用
3. 今後の災害対策

○協議事項

1. 提言について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（12人）

委員 長	坂本 康郎
副委員 長	荒神 稔
委員	山下 博三
委員	後藤 哲朗
委員	武田 浩一
委員	佐藤 雅洋
委員	安田 厚生
委員	内田 理佐
委員	山口 俊樹
委員	工藤 隆久
委員	松本 哲也
委員	囃師 博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監 横山 直樹

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 唐崎 吉彦
政策調査課主査 吉浦 亜季子

○坂本委員長 ただいまから防災減災・県土強
靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります
お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、総務部に出席をいただき、概要説明
を受けた後、質疑を行いたいと思います。

その後、年度末の報告書などについて御協議
いただきたいと思います。このように取り進
めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○坂本委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総務部にお越しいただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手
元に配付の配席表に代えさせていただきます
と思います。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○横山危機管理統括監 おはようございます。
危機管理局でございます。よろしくお願
いいたします。

5月に行われました第1回の防災減災・県
土強靱化対策特別委員会では、切迫する南海トラ

フ地震に対する本県の対応について御説明をさせていただきます。今回は、防災・減災対策の全体的な取組などについて御説明をさせていただきます。

それでは、本日御報告させていただく項目について御説明いたします。

お手元にお配りしております資料の目次を御覧ください。

本日は、人材育成・地域支援の取組、2つ目に、デジタル技術の活用、そして3つ目に、今後の災害対策、この3項目について、担当局長から説明をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。よろしく御願いたします。

○渡邊危機管理局长 おはようございます。危機管理局长、渡邊です。よろしく御願いたします。

本日は、2ページの目次のとおり、3点について御説明いたします。

初めに、1、人材育成・地域支援の取組の防災士・自主防災組織についてです。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、(1)地域の防災力における自助・共助の重要性であります。

地域が防災力を発揮するためには、自助、共助、公助が、それぞれの責務を果たす必要がありますが、災害時は、道路の寸断等による地域の孤立や、行政等は全県的な対応が中心となりますことから公助が期待できず、自助・共助による災害対策が重要となります。

5ページです。

自助・共助による防災対策は、フロー図のとおり、災害発生により交通や情報が遮断されますと、救急や消防の対応すら困難な状況となり、自助・共助の必要性が高まりますが、地域が防

災機能を発揮するためには、防災士や消防団員などの地域の防災リーダーの養成、確保が喫緊の課題となっております。

6ページをお願いします。

次に、(2)地域防災の現状であります。

防災士は、地域防災のリーダーとしての役割が期待されていることから、県では、平成20年から研修機関として防災士の養成に取り組んでまいりました。その結果、防災士の数は順調に増加し、令和5年4月時点では6,674名となり、人口10万人当たりの防災士数では全国6位となっております。

7ページのグラフですが、こちらは令和5年度の防災士の年齢階層のグラフになります。

順調に増加している防災士ですが、50代以上の割合が56%と高く、逆に20代以下の若年層が13%と低く、高齢化が見られます。10年、20年後を見据えますと、若年層の防災士の養成が課題となっております。

8ページです。

防災士に求められる役割は、以下のとおりですが、特に地域や職場でリーダーシップを発揮することが求められています。

具体的には、平時の自主防災組織の設立やBCP作成、防災訓練などの防災活動、発災直後の初期消火、避難誘導、避難所開設などの災害対応があります。

9ページをお願いします。

今年度実施いたしました全防災士を対象としたアンケート結果です。回答率は34%でした。

回答者の年齢階層は、60代、70代の方が多い結果となっております。

右上のグラフ、資格取得後の防災活動は、約6割の方が活動されており、左下のグラフになりますが、地域においては防災訓練の参加や防

災活動の企画・運営など、また右下のグラフ、職場においては、防災活動のアドバイスやBCPの作成などを実践し、防災士として活躍されていることが分かりました。

一方で、20代、30代の若い世代や、資格取得はしたものの活動していない防災士の活動促進が課題となっております。

10ページをお願いいたします。

NPO法人宮崎県防災士ネットワークについて御説明します。

防災士個人では活動の幅が限定されますが、組織的に活動することで、より広い範囲を、より大きな力で活動することが可能になります。宮崎県防災士ネットワークは、平成17年の台風災害、平成18年の竜巻災害等を契機として、平成19年に設立されました。

現在では、NPO法人化され、県内10の支部、会員数916名で、防災士の県全域のネットワーク組織としては、九州で唯一となっております。

具体的な活動内容は、防災士養成研修や地域防災活動の支援、防災士スキルアップ研修等を実施しており、本県の地域防災力を牽引する大きな力となっております。

11ページです。

県では、令和12年度までに1万人の防災士養成を目標としております。

また、避難所運営など、防災の現場でも男女共同参画の視点が重要であることから、防災士の30%を女性にすることを目標としております。令和5年4月現在で約26%であり、毎年1%程度増加しており、こちらも順調に推移しております。

12ページを御覧ください。

次に、自主防災組織について御説明します。

自主防災組織とは、地域住民が自分たちの命

は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成する防災組織で、平時においては、防災訓練の実施や防災資機材の備蓄・点検などの活動を、災害時には、災害情報の収集、住民への迅速な伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの活動を担うことが期待されております。

13ページは、自主防災組織の活動状況について、今年度実施した全市町村へのアンケートの結果でございます。

自主防災組織の設置数は、自治会等の数2,725に対し2,213設置されており、設置率は約81%と、高い割合となっております。

一方で、市町村が活動を把握している数は約58%の1,286組織で、そのうち継続した活動を実施しているのは約50%の648組織となっております。

自主防災組織未結成の理由は、地域防災リーダー等の人材の不足、高齢化や世帯数・自治会加入数の減少、地域で近年大きな災害が起こっていないなどが挙げられています。

また、市町村による未結成地域への支援状況は、10市町が結成促進の研修会などの支援を行っている一方、16市町村が地域の自発的な活動に任せており、支援の要望もないなどの理由から支援を行っていない状況となっております。

市町村がマンパワー不足などから十分に支援できていないことが課題であります。

14ページを御覧ください。

次に、(3) 県の取組であります。

まず、啓発イベント等の実施について御説明します。

平時より、大規模災害から命を守る3つの行動を啓発しております。

宮崎県防災の日、防災週間、減災行動集中啓

発期間にテレビCM、SNS広告等による啓発や、津波防災の日に県内全域で県民一斉防災行動「みやざきシェイクアウト」を実施しております。

また、防災小説コンテストを実施し、災害を自分事として考える取組により、若い世代の自助の促進を図っているところです。

15ページです。

防災士の養成では、防災士の新規養成の取組として、県自ら研修機関として養成研修を実施しております。

昨年度は、434人が研修受講、うち378人が試験に合格し、防災士の登録を行っております。

また、防災士に対する知識や技能の維持向上の取組として、スキルアップ研修を実施しております。昨年度は、地区防災計画や避難所運営等をテーマとして実施いたしました。

16ページでは、地域の防災活動の支援について御説明いたします。

地域の防災力を維持向上していくためには、継続した防災活動を行っていくことが重要であり、地域の防災活動の支援として、人的支援と財政支援を行っております。

まず、防災士を地域に派遣し、防災講座の実施や地区防災計画策定や避難所運営訓練の支援を行っております。

また、市町村が地域に対して行う資機材整備や避難場所・避難経路整備への補助に対する財政支援を行っております。

17ページを御覧ください。

最後に、(4) 課題と今後の取組であります。

現在取り組んでいる防災士、自主防災組織、県民への啓発について、それぞれ課題と今後の取組を御説明します。

まず、防災士については、50代以上が56%と

高齢化が進んでいることや、資格取得後、地域や職場で活動している人の割合が58.1%と低いことが課題であることから、若い世代の防災士の養成や養成した防災士の活動支援に取り組んでいく必要があります。

次に、自主防災組織については、自治会加入率や自治会活動の低下、人材確保が難しいことが課題であることから、養成した防災士を活用し、自主防災組織未結成の地域や、結成後未活動の地域に対する防災活動の支援に取り組んでいく必要があります。

次に、啓発については、若年層やファミリー層の防災意識が低い傾向にあることから、若年層などが情報収集ツールとしているSNS等を活用した情報発信に取り組んでいく必要があります。

続きまして、1、人材育成・地域支援の取組の消防団員について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

(1) 消防団の位置づけ・主な業務であります。

消防団は消防機関の一つですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第8条で、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」とされております。

消防団の主な業務として、火災の鎮圧、火災の予防や警戒、救助、災害の予防や警戒、災害時の避難誘導等、地域住民に対する指導や啓発などが挙げられます。

20ページを御覧ください。

次に、(2) 消防団の現状であります。

左上のグラフ、消防団員数は、今年4月1日時点で1万3,209名であり、減少傾向にあります。

右上のグラフ、女性消防団員数は、今年4月

1日時点で473名であり、増加傾向にあります。全消防団員に占める女性団員の割合は3.6%となっており、全国と同水準であり、また全国で女性のいる消防団の割合は78.3%ですが、本県では、県内全ての消防団に女性がおります。

左下のグラフ、消防団員年齢構成の推移は、若年層の団員構成率が減少しており、令和4年度には、30代以下の割合が50%を割り込んでおります。

なお、全国では30代以下の割合が40%を下回る状況です。

右下は、消防団員に係る就業形態の推移であります。

消防団員は、普段は各自の職業に従事し、就業形態として、被用者、自営業、家族従業者及びその他に大別できます。家族従業者とは、自営業者の仕事、農作業やお店などを手伝っている方です。割合に大きな変化はなく、会社員や公務員など被用者の占める割合は70%程度で推移しております。

なお、全国では75%前後で推移しております。

21ページを御覧ください。

（3）県の取組であります。

本県の消防団に係る取組は大きく3つございます。

1つ目は、消防団員の加入促進のための取組であります。

消防団の活動を紹介する広報誌「DAN!!」を昨年度は8,000部作成し、各市町村や消防署等で広く配布しております。

また、若年層向けの加入促進チラシ「DAN!! TIMES」を昨年度は8万5,000部作成し、県内の大学生や全ての高校生に配布したところであります。

2つ目は、消防団員の定着のための取組であ

ります。

毎年、原則3月第3土曜日に消防大会を開催し、表彰やラッパ隊の演奏披露等を実施しております。

また、女性が消防団に加入・定着していただくことは大変重要ですので、女性団員が交流できる場を設け、スキルアップを図るため、女性消防団員活性化大会を開催しております。

さらに、団員の安全性を確保し、迅速、的確に防災活動を行えるよう、市町村が整備する資機材等に対し、補助を実施しております。

22ページです。

3つ目は、消防団員の能力向上のための取組であります。

消防学校では、一般団員、幹部、団長などの階層に応じ、必要な教育訓練を行っております。

また、消防操法大会は全国大会の開催に合わせて、隔年で開催しております。

この大会では、消火活動における基本的な動作をまとめた消防操法の錬成を確認するとともに、団員の士気高揚を図ることを目的としています。

さらに、県総合防災訓練への参加であります。

今年度は、開催地の高鍋町消防団が参加し、被害情報の収集・伝達、負傷者搬送や水利の確保等、関係機関と連携した実践的な訓練を行いました。

23ページを御覧ください。

（4）課題であります。

まず、1、消防団員の加入促進では、情報発信・広報を充実させ、消防団の重要性や魅力を女性や若年層など多くの方々にしっかり届けること、団員の約7割が被用者であることから、企業の理解を促進すること、能力や仕事の事情等に応じ、時間帯を限定する、特定の災害時の

み活動する機能別団員制度を積極的に活用することが必要と考えております。

次に、2、消防団員の定着では、消防団活動は社会貢献の一環でありますので、功績や成果に対する表彰、広報等を適切に行い、士気高揚を図ること、被用者である消防団員の処遇を改善するため、消防団活動に配慮する企業を増やすこと、高齢化に対応し、女性が活躍できる環境を整備するため、省力化・軽量化に配慮した資機材や活動の安全性を高める装備を充実させることが必要と考えております。

次に、3、消防団員の能力向上では、団員の確保が困難な状況であることから、個々の能力を高め、消防力を確保する必要があります。

このため、消防学校の教育訓練について、引き続き充実を図っていくこと、防災関係機関と連携した実践的な訓練を継続して行っていくことが必要と考えております。

24ページを御覧ください。

最後に、(5) 今後の取組であります。

まず、1、消防団員の加入促進については、若年層が活用しているSNS等を積極的に活用した広報活動を展開していきたいと考えております。

また、企業の協力を得るため、消防団協力事業所登録制度の普及促進に取り組んでまいります。

消防団協力事業所登録制度とは、下の囲みにありますとおり、消防団活動に協力することが地域に対する社会貢献として認められ、その事業所の信頼性の向上につながることにより、地域での防災体制が充実する仕組みとして国が設けております。

さらに、各市町村に対し、機能別団員制度を積極的に活用するよう呼びかけを継続してまい

ります。

25ページを御覧ください。

次に、2、消防団員の定着であります。

消防大会等を継続して実施し、団員の士気高揚や団員間の交流を深める環境を確保してまいります。

また、消防団協力事業所登録制度の普及促進を図るとともに、国の支援制度等も活用して資機材等の充実を図ってまいります。

最後に、3、消防団員の能力向上であります。

消防学校では、ドローンやオフロードバイクの取扱など、消防団の役割の多様化に応じた教育訓練を実施してまいります。

また、県総合防災訓練では、消防団も参加した実践的な訓練を実施してまいります。

消防団は地域防災力の要でありますので、通常の火災等にとどまらず、発生が懸念されております南海トラフ地震など大規模災害にも的確に対応できるよう、今後ともしっかりと取組を進めてまいります。

続きまして、2番、デジタル技術の活用について御説明いたします。

27ページを御覧ください。

まず、(1) 災害時の情報の流れであります。

これは、災害時の被災情報の流れを図示したものです。

まず、被害については、左上の住民・消防・警察といった現場にいる方、また右上になりますが、九電やNTTなど、現場と密接に関係している機関が最初に覚知します。

住民は、110番や119番という緊急電話を利用するのが一般的です。

中には、SNSなどに投稿される方もいらっしゃいますので、現在は、その情報を集約できるS p e c t e eというツールも活用して県で

は情報を入手しております。

次に、中ほどになりますが、被害情報を入手した市町村は、災害対策基本法に基づき、県に報告します。また、県も、消防庁に被害を報告するとともに、マスコミにもプレスリリースをいたします。

つまり、県としては、直接的に被害情報を入手するということがあまりなく、間接的に情報を入手しているというのが現状です。

28ページを御覧ください。

次に、(2) 災害対策支援情報システム導入であります。

市町村等はどのようにして県に被害情報を報告してきたのか、そしてそこにデジタルがどう寄与してきたのかを御説明いたします。

平成26年度までは、左側の図に示すとおり、市町村が県の地方支部にファクスで報告し、地方支部が管内市町村分を取りまとめて、ファクスで危機管理局に報告していました。県は、それらを取りまとめ、消防庁とマスコミ等にファクスでお知らせしておりました。

これが、右側の図に示すとおり、平成26年度からは、黄色で塗ってあります災害対策支援情報システムを導入しましたので、システムを通して被害情報等の報告が行われることとなりました。

また、Lアラートを通して、マスコミ各社にも情報が提供されることになりました。

Lアラートと契約しているのは、日本全国700社以上にも上り、現在では、スマホのアプリなどでも、瞬時に情報が届きます。例えば、市町村長が避難指示を発令すると、テレビのテロップに瞬時にしたりするもの、この仕組みによるものでございます。

Lアラート情報以外でも県が把握している被

害情報等がありますので、マスコミへのプレスリリースは継続して行っています。

一方、災害対策基本法に基づく県から消防庁への被害報告は、メールが追加されましたが、ファクスで報告する状況が続いておりました。29ページです。

次に、(3) 防災情報共有システム導入であります。

報告方法はデジタル化されましたが、情報の共有はどうしてきたのか。この点について、まずは情報を共有する方法として、内閣府が進めておりますS I P 4 Dという仕組みがありますので、それを御説明いたします。

S I P 4 Dとは、右下のほうの米印のところにございますが、災害対応に必要なとされる情報を様々な機関から収集し、それを利用しやすい形に変換する仕組みのことです。

こちらの図で申し上げますと、例えば一番右側の気象庁が自分のシステムに情報を入力すると、そのデータがパイプラインに運ばれまして、県の防災情報共有システム上で使える形に変換されて表示されるというものです。

つまり、これまでは関係機関の情報を入手する際、各関係機関に直接聞いたり、各関係機関で整備されているシステムにアクセスして、情報を確認したりしておりましたが、このS I P 4 Dを使えば、県のシステムで情報を取得して閲覧が可能となるということになります。

30ページです。

次に、県の情報共有方法がこのシステムの導入によりどのように変わったのかについて御説明します。

左側の図にありますとおり、令和2年7月までは、情報の共有方法としては、入手した情報を紙地図上やホワイトボードに記入し、関係機

関は、県に情報連絡員——LOと書いてありますが——を派遣して、情報を入手しておりました。

しかし、これではリアルタイムの情報共有や離れた場所で情報を確認するといった作業に支障がありました。

そこで、SIP4Dを利活用し、各種情報を地図上で重ね合わせ表示するという宮崎県防災情報共有システムを導入いたしました。

これにより、県は入手した情報を共有システム内で共有でき、関係機関も当該システムにログインすることで情報を閲覧・入力することもできるという状況になりました。

もう少し具体的に御説明いたします。

31ページを御覧ください。

左側にありますとおり、各組織が持つ情報を中ほどにある県の防災情報共有システムで、地図に重ね合わせて表示します。そうすることで、情報が集約され、視覚的に地図上で把握できるので、情報の共有や対策立案がしやすくなり、その結果、右側になりますが、救助活動や物資提供、復旧活動などをスムーズに行うことができるようになります。

32ページです。

例えば、津波浸水の中、災害規模をどのように見積もるかといった課題があったとします。そこで、避難所の情報に被害情報、津波浸水想定図、道路規制情報を重ねて表示することで、確認のポイントに記載しているように、避難所の安全性や被害規模の把握等に活用でき、被害想定と実際の被害情報を地図上で可視化し、災害規模を予測できるといった効果が見込まれます。

実際に今年の台風6号の際は、総合対策部室の大型モニターに表示し、情報の共有、対策立

案に使うことができました。

33ページを御覧ください。

続きまして、(4) 2つのシステムの一本化等についてであります。

ここまで報告方法と共有方法をアナログからデジタルにした経緯も含めて御説明いたしました。

ここで、令和3年度末に消防庁がこれまでファクスで行っていた報告を令和5年からデジタル化するという方針が出されました。その際、右側の絵のオレンジ色にありますけれども、情報収集ハブという消防庁が開発するシステムに報告を行うこととし、そこからLアラートに情報を送信するという仕組みになると発表されました。

本県では、左側の絵になりますが、令和4年度まではLアラートに対しては、災害対策支援情報システムで報告しておりました。

消防庁の方針を踏まえ検討した結果、報告と共有の2つのシステムを一本化することといたしました。

これが右側の絵になります。これにより、入力について市町村の負担も軽減され、また回線もインターネット断絶時でも県の総合防災情報ネットワークでつながるようになりました。

34ページを御覧ください。

最後に、(5) 防災デジタルの今後の方向性であります。

まず、国においては、防災デジタルの今後の方向性として、大きく情報の共有と情報の分析の2つが挙げられています。

1つ目の情報の共有は、図の右下の赤い字で書いてありますが、防災に関する様々なデータが集まってくる環境を整備する防災デジタルプラットフォームです。そのツールとして、内閣

府の総合防災情報システムが考えられておりません。

このシステムは、23年度から運用しておりますが、整備から10年が経過していることなどから、令和6年度より新システムで運用開始予定です。この次期総合防災情報システムは、地方自治体や民間事業者も利用が可能ですので、今後、さらに情報の共有が進んでいくということになります。

35ページです。

2つ目の情報の分析は、防災IoTやAI等を駆使する革新技術の創出・社会実装等です。

例えば、この図にありますとおり、災害時にドローン、監視カメラやセンサー等を積極的に活用して、現在、それぞれの業務目的に応じて収集されております情報を内閣府のシステムに取り込むことで、横断的な情報を共有し、災害対応の高度化、つまり災害の情報を分析するツールが増えるということになります。

36ページを御覧ください。

このような国の流れを踏まえ、本県としては、課題を3つ挙げております。

1つ目は、現在、災害情報が県単位で完結している状況にあり、県域をまたぐ広域災害に対応できないこと、2つ目は、国が令和6年度から防災デジタルプラットフォームを推進するに当たり接続が必要であること、3つ目は、近年の災害対応の困難さなどに対し、AIを活用して災害分析等を推進する必要があることです。

県境を越えて情報を共有できたり、現在、情報をデータ連携できていない関係機関等の情報も連携できたりするようになること、AIを活用した災害予測や分析ができるようになることにより、災害対応の判断がしやすくなることなどの効果も見込まれるため、現在、九州地域戦

略会議で検討を進めているところでございます。

最後に、3、今後の災害対策について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

まず、(1) 我が国における気候変動とその影響であります。

最初に頻発化の状況です。

グラフは、日本の年平均気温の変化を示したものです。100年当たりで1.3度上昇しております。また、気象庁の予測では、地球温暖化の進行に伴い、線状降水帯の発生頻度が高まることが分かっており、地球全体の平均気温が4度上昇した気候では、2000年代初頭と比べ、およそ1.6倍の発生回数になると予測されています。

39ページです。

次に、激甚化の状況です。

グラフは、1時間降水50ミリ以上の年間発生回数の変化を示したものです。1975年は年200回程度でしたが、2020年には年350回と、1.75倍に増加しており、平均気温の上昇に伴い、全国的に大雨や短時間強雨の発生頻度が増加しております。

40ページです。

図は、日本近海の平均海面水温の変化を示したものです。左上の全海域平均は、100年間で1.24度上昇しております。海面水温の上昇は、台風勢力の拡大に影響を与えるとされており、台風被害の拡大につながるおそれがあります。

このように我が国の気候変動は、自然災害の頻発化、激甚化に強く影響していることが分かります。

次に、41ページ、(2) 頻発化・激甚化する自然災害や切迫する南海トラフ地震であります。

①頻発化・激甚化する風水害です。

令和に入ってから毎年のように大きな被害

をもたらし、激甚災害の指定や災害救助法が適用される災害が発生しております。本県でも、昨年度台風第14号による大きな被害を受けております。

②南海トラフ地震の切迫性の高まりです。

今後想定されている南海トラフ地震についても、30年以内の発生確率が平成25年公表の60%～70%から、令和5年公表では70%～80%に上がり、時間の経過とともに切迫性が高まっています。

これらのことから、今後の防災対策は、過去の実績に基づく対策から科学的知見を考慮し、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策に転換する必要があります。

次に、(3) 災害関連死であります。

42ページを御覧ください。

災害関連死は、平成31年に内閣府が定義を定めたことにより、災害による死者数のうち災害関連死の人数やその原因などの検証が行われるようになりました。

平成28年に発生した熊本地震についても検証が行われております。令和3年4月の熊本県の公表によりますと、死者数270人のうち、地震で直接死亡した人が55人であったのに対し、その後の避難生活などで命を落とす災害関連死が215人と、直接死の4倍に上っております。

災害関連死の原因を見てもみますと、避難生活による心身のストレスによるものが上位を占めています。過去の地震における災害関連死の状況では、避難者数の約3%が災害関連死により亡くられており、高齢者の占める割合が約8割から9割と、非常に高くなっております。

このような近年の検証結果から、直接死を防ぐこれまでの取組に加え、避難所における生活環境の改善や、物資・医療・福祉等の適切な供

給体制の構築などの災害関連死対策が重要な取組となってまいります。

最後に、(4) 今後の災害対策であります。

43ページを御覧ください。

これまでのことを踏まえまして、今後の災害対策の方向性についてであります。

1つ目が、気候変動に対応した風水害対策の推進、2つ目が、切迫する南海トラフ地震への対策の推進、3つ目が、国土強靱化の推進、4つ目が、デジタル技術の活用、5つ目が、被災者支援体制の充実です。

以上のように、これまでの対策を加速化していくことはもとより、デジタル技術の活用による対策の高度化や新たな課題への対応、多様な主体との連携による対策の拡充を図り、1人でも多くの命を救うため、関係部局や関係機関と連携し、あらゆる面からきめ細やかな取組を行ってまいります。

説明は以上であります。

○坂本委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

各委員の皆さん、御意見、質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

○山口委員 資料31ページに記載のある、各情報を重ね合わせた地図の表示についてお伺いします。この特別委員会で参考人をお呼びした際に、UTM地図というグリッド線や数値により情報を把握できる地図があることや、自衛隊や米軍ではこの地図を用いて情報共有を行なっているため、大規模災害の際はこのUTM地図を導入してもらえると情報共有がしやすくなるという話を伺いました。

ご説明いただいた地図上の各情報を重ねて表示する機能はとてもよいと思いますが、その中にUTM地図の情報を表示することが可能なの

かを教えてください。

○**渡邊危機管理局長** お尋ねのありましたUTM地図での情報共有についても対応しており、UTM地図での座標等も分かるような仕組みとなっております。

○**山口委員** 災害時にUTM地図を含めた情報の共有を行えなければ意味がないので、ぜひ訓練等の場でも取り入れていただいて、情報共有していただければと思います。

○**渡邊危機管理局長** 防災情報共有システムを用いた訓練を市町村とともにしっかりと実施していきたいと思います。

○**武田委員** 消防団については、市町村により出動手当や退職手当等に差があるように思われ、これらの待遇面については標準化していった方がよいのではないかと考えています。

これは市町村が予算を確保して実施する分野ではあると思うのですが、県として消防団への参加を呼びかけていく中で、この点についてどのように認識されているのかお伺いします。

○**寺田消防保安課長** 消防団員の報酬等につきましては、消防庁が基準を設けており、年額報酬は3万6,500円、出動報酬は1回につき8,000円という基準となっております。

これまでは相当な報酬額の差があったところ、最近では、各市町村が消防庁の基準に基づいて条例を改正する等して、年額報酬と出動報酬ともに同程度の水準となっております。

ちなみに、年額報酬につきましては、26市町村のうち24市町村が基準以上の額となっており、基準に満たないのは椎葉村と美郷町になりますが、その額は3万6,000円と基準より少し低い額となっております。

出動報酬につきましては、26市町村のうち23市町村が基準以上の額となっており、基準を下

回るのは、西米良村、諸塚村、五ヶ瀬町となっております。西米良村については、基準が8,000円のところ6,000円となっておりますが、年額報酬については、県内で最も高い額である6万円となっております。諸塚村と五ヶ瀬町については7,000円となっており、報酬額の差が縮まってきているところです。

○**武田委員** もう少し差があるような気がしておりましたが、分かりました。

基準を上回っている市町村があるということでしたが、基準は満たしているものの、市町村によって報酬額に差があるということなのでしょうか。

○**寺田消防保安課長** 報酬額の差はありますが、基準が示されたことにより、報酬額が基準を上回っている場合は、基準に合わせて減額するということもありますので、ほぼ同水準となっているところです。

○**武田委員** 消防団と防災士について、自主防災組織の中で、消防団はほぼ全ての自治体にあるところ、防災士については自治体によって偏りもあると思うのですが、災害時に消防団と防災士が活動する際の指揮系統はどのようになっているのでしょうか。

○**寺田消防保安課長** これまで消防団と防災士が連携して活動したことはあまりないところで、このことは常任委員会等でも御指摘いただいております。

そして、先ほど御説明しましたように、消防団員の数が右肩下がりで減少しており、各地域の消防団員自らが地域の防災リーダーにならないといけないという意識の下で、防災士の資格を取得するという例もあります。

また、県の主催する防災イベントの場で、消防団と防災士が一緒になってイベントを務める

という活動も行なっており、今後はこのような活動を更に広げていくことで、消防団と防災士の連携を推進していきたいと思っています。

○武田委員 お答えいただいたとおり、消防団員が防災士の資格を取得することが、防災士を増やすための一番の近道かと思っておりますので、若者を含めて防災士を増やしていくために、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○佐藤委員 資料20ページの消防団員の年齢構成についてですが、グラフのとおり、若い消防団員がだいぶ減ってきているということだと思います。私は今でも消防団に入っていますが、消防団員は20歳ぐらいに入っても、大体の方が30代半ば頃に辞めていってしまい、ほとんど人がいない状況です。

県として、この現状についてどのように考えているのでしょうか。消防団OBによる組織もあったかと思いますが、それならば、消防団員の定年を延長することも必要ではないでしょうか。

次に、資料24ページの消防団協力事業所登録制度についてです。国によるゴールドマークの認定要件に、従業員の概ね1割が消防団員であることとありますが、中山間地域の中小企業の規模であれば、該当している企業も結構な数があるのではないかと思います。しかし、私はこの登録認定マークを見たことがありません。この制度はいつ頃から始まって、県内でどのぐらいの事業所が認定を受けているのでしょうか。

それから、同じく資料24ページに記載のある機能別団員制度について詳しく教えてください。

○寺田消防保安課長 まず、消防団員の減少についてですが、減少の大きな要因は高齢化や人口減少となります。また、若い消防団員が減少していることについては、やはり30代半ばが一

番の働き盛りであり、家庭もあることから、消防団との両立が難しくなり、辞めていく方が多いと聞いております。

この状況を受けまして、国による大きな流れとして、若者や女性のほか、先ほどお話しがありました消防職員や消防団員のOBといった多彩な人材の登用が推奨されております。

次に、消防団協力事業所登録制度についてですが、こちらは国と市町村による取組となっております。国と市町村それぞれが認定を行っております。現在、市町村から認定を受けている事業所は70事業所あります。国から認定を受けている事業所は17事業所ありますが、国から認定を受けるには市町村から認定を受けていることが必要となりますので、この17事業所は市町村から認定を受けた70事業所の中に含まれております。

この制度は平成18年から実施しており、先ほど説明がありましたとおり、認定事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに、地域における防災体制がより一層充実することを目的としております。御指摘のとおり、この制度がなかなか知られていないというところもありますので、今後は、市町村と連携しながら、しっかりと制度の推進を図っていききたいと思います。

次に機能別団員制度についてですが、これは、その人の能力や仕事等の事情に応じて、特定の活動のみを行う機能別消防団員についての制度となり、消防職員や消防団のOBであれば、その方々が培ってきた技術や技能を消防団活動に生かしてもらおうといったこととなります。なお、一般の消防団員は基本団員と呼称します。

実際に大きな災害が発生した場合は、基本団員が災害現場で消火活動等を行います。基本

団員が不足する際の穴を埋めるため、安否確認や避難所運営等を機能別消防団員が行います。

この機能別消防団員については、例えば、宮崎市では水上バイク隊、日向市やえびの市ではバイク隊があり、災害が発生した場合に、車や船等が通れないような現場にバイクや水上バイクで向かい、情報収集や救助活動を行っております。

○佐藤委員 消防団協力事業所登録制度については、制度開始の平成18年からだいぶ時間がたっておりますが、市町村から認定を受けたのが70事業所、うち国からも認定を受けているのが17事業所ということであれば、事業所における働き盛りの若者に対する理解や若い消防団員の確保が不十分だということではないかと思えます。

登録制度を設けるのはよいことであり、該当する事業所はたくさんあると思えますので、消防団員の確保のためにも、もっと制度の周知を行っていくべきではないでしょうか。

消防団員が不足しているのは、国、県、市町村の努力が足りないのではないかと思います。せっかくの制度が周知されていないのはもったいないと思えますので、しっかりと取り組んでいただくよう、よろしくをお願いします。

○寺田消防保安課長 御指摘のとおり、今後ますますこの協力事業所についての制度を広報して、消防団の確保に努めてまいりたいと思えます。

○工藤委員 佐藤委員からの質問に関連してお伺いします。高齢化や人口減少が進み、消防団に若者が入ってこない中で、地域の消防団の方から聞かれるのは、地震や台風等の災害が起こった際に、地元に残ることのできる消防団員が少ないということです。先ほど言われた30代中堅の方々も、働きに出て地元を離れていることか

ら、災害時の地元地域の見回り等ができない状況が続いています。

ですから、佐藤委員が言われたように、事業所からの協力をどう取り付けるかが非常に大事です。

このことについて、今後、どのような対策を練っていくのでしょうか。例えば有給休暇を取りやすくする等、制度上の措置等があれば教えてください。

○寺田消防保安課長 御指摘のとおり、やはり企業の理解がなければ、台風等の災害時に消防団としての活動ができないということはあると思えます。

今後は、企業を訪問して、例えば、消防団活動のための特別休暇等の創設や消防団活動を行っている従業員への配慮等について、協力事業所制度を推進する上で呼びかけていきたいと思っています。

○工藤委員 しっかり進めていただければと思えます。

次に資料42ページの災害関連死についてお伺いします。この特別委員会で参考人をお呼びした際にこのようなお話がありました。東日本大震災の被災地で、避難所におにぎり50個届いた際に、避難者が300人ほどおり、公平に配ることができないため、おにぎりを廃棄した事例があったそうです。ほかにも、避難者のためにおにぎりを準備していたところ、衛生面を心配する指摘を受けたという話がありました。

大規模自然災害のような緊急事態に備えるためには、このような物資の分配や衛生面の管理等について常日頃から研修をしていなければならないのではないのでしょうか。

避難訓練はされているのですが、避難後の災害関連死を防ぐため、避難所で雑魚寝をす

るような状況をどのように対処していくのか考える必要があると思います。学校が休校となる日を活用する等、教室等での避難生活の訓練を常日頃から学校と協力して実施しておかなければ、避難後の災害関連死が増えてしまうのではないのでしょうか。

学校に避難した際に、体育館に集められての雑魚寝となり、たくさん空いている教室や調理のできる家庭科室を使うことができないという学校も多いのではないかと思います。避難した後の滞在訓練について、今後どのように対応していくのかお伺いします。

○渡邊危機管理局長 御指摘のとおり、避難した後の対応についても大変大事なことであり、6月議会でも御指摘いただいたところです。このことについては、いわゆる避難所運営訓練をしっかりとやっていかなければならないと思っております。

避難所の運営は市町村が行うこととなっておりますが、やはり地域の防災士の方等がリーダーとなって避難所の運営を行うような訓練を実施していかなければならないと思っております。

今年の日向市での総合防災訓練では、財光寺中学校で避難所運営訓練を実施していただいております。地区の方々が集まって、炊き出しや避難所の部屋割り等の訓練を行っております。

防災士の教育についても、避難所の部屋割りやその後の避難生活を見据えた対応等をしっかりと行っているところです。

また、子ども達への防災教育についても、今後、しっかりと力を入れていこうと思っております。例えば、高等学校等が避難所になりますと、やはり生徒の方々も地元のために何か力になりたいという思いを持っておりますので、そのような生徒の方々への防災教育として、避難

所で自身ができることを考えてもらうような取組をしっかりとやっていきたいと思っております。

○内田委員 資料41ページの激甚災害指定についてお伺いします。

これまでも、大規模自然災害が起こった際に、一日でも早く激甚災害指定していただきたい場面がありました。というのも、例えば、地震や竜巻の際に、家屋の被害や農地でのハウスの被害等、様々な省庁の管轄をまたがった被害が発生します。家主の方々には、激甚災害指定による補助を待っていると生活がままならないということで、自身で生活を復旧させるための工事や改修を行うことになり、激甚災害指定がなされた時には、それまでに工事されたものに関しては補助対象外となるため、補助を受けられないという状況になるのです。

これまでの、激甚災害指定に関する経緯を見ると、災害が起こると、市町村と県が調査に入り、その結果を国の各省庁へ報告し、国の査定によって本激なのか局激なのか判断される流れがあるのですが、市町村に対して、報告に必要な数字や、報告対象となる省庁についての指示がきちんと出されていなかったがために、省庁への報告が行ったり来たりした場面があったということも感じております。

誰がどのような指示を市町村のどの方に下ろすのかについて、曖昧なことがよくあると思うのですが、県と市町村がしっかりと連携して、国に対して報告等を行うためのマニュアルのようなものはあるのでしょうか。

災害発生時に激甚災害指定がなされるまでの国や県、市町村の手続きの流れについて、この場でお示しいただけるとありがたいです。

○渡邊危機管理局長 御指摘のとおり、激甚災

害指定の手続きについて経験がない市町村職員等もおられますので、昨年度の台風14号に係る激甚災害指定の手続きに当たっての反省も踏まえまして、11月に市町村に対する激甚災害制度の説明会を行いました。

その際の資料に沿って御説明させていただきますが、激甚災害につきましても、国の補助制度に係る補助率の嵩上げ等の措置がありますので、災害が発生した際には、まず都道府県と市町村による被害状況の調査が行われ、その調査結果に基づいて、各省庁による復旧事業費見込額の査定がございませぬ。

見込額が本激の指定基準を満たしていれば、すぐに激甚災害指定が行われます。

仮に、本激の指定とならない場合でも、局激の指定基準の取扱いの中で特に被害が大きい災害であれば、早期局激の指定があり、こちらは市町村単位での指定となります。なお、早期局激に当たらない局激指定についても、同様に市町村単位での指定となります。

ここまで御説明しましたとおり、仮に本激に指定されない場合であっても、早期局激指定を速やかに行うことが大変重要であると思っておりますので、市町村に対しては、被害状況の調査等をしっかりと行わなければ指定が叶わないということを説明していかなければなりません。今年も制度についての説明会を実施しましたが、来年には担当者が変わるかもしれませんので、安心してはおりませぬ。市町村の課長会議の際にも、いざというときに備えて、激甚災害制度について理解を深めていただくよう申し上げたところだす。

○内田委員 災害が起こった後に調査団が派遣される等、様々な対応があると思うのですが、県の役割を示していただきたいのです。

市町村に対しては会議等の場で手続きの流れについて説明しているから、災害が起こったら、市町村の方で調査が行われるだろうという流れになっているように感じます。

県が市町村と一緒に調査や各省庁に対する報告を行ったり、知事や首長、担当部署の役割をしっかりと整理するためのマニュアル等の取り決めはあるのでしょうか。

以前、延岡市で竜巻が起こった際に、関係部局等が激甚災害の指定に係る調査の実施について十分に把握しておらず、県が延岡市を行ったり来たりした場面がありました。調査の実施について首長等に伝えたものの、市の関係部局に話がしっかりと伝わっていなかったところがあったようです。

ですから、県の誰が、市町村の誰に、必要となるデータ等の調査の具体的な指示を出すのかというところがしっかりとなされているのかを確認させていただきたいです。

○渡邊危機管理局长 例えば、土木施設や農業施設等については、施設ごとに災害による被害額を査定するのですが、その際には土木事務所や農林振興局から必要な指示を行うためのルールはございませぬ。

しかし、御指摘のとおり、手続きに際してのルールやマニュアル等が関係者全員に共有されているのかについては、確認が必要であると思っております。

○内田委員 これはとても大事なことだと思えます。県としては、首長や関係部長に話を下したので、それで現場が回るものと考えているのかもしれませんが、実際はそうはいきませぬ。市町村の担当職員は、災害現場で現場の声を聞いて回る必要があり、現場を訪れたメディア等への対応もありますので、誰がどの業務を担当

するのかわからない状況になっているのです。

よって、災害復旧においてとても大事な激甚災害指定については、県がしっかりと市町村への指示の流れ等について決めていただきたいと思っておりますので、今一度、確認をしていただくようお願いいたします。

○渡邊危機管理局長 御指摘どうもありがとうございます。今の委員の御指摘につきまして、いま一度、確認させていただきまして、また来年度の研修等の場においても、そのことが反映できるように努力してまいります。

○山口委員 自主防災組織についてお伺いします。資料13ページを拝見すると、ほとんどが自治会をベースに設置されているようですが、2,200ほどの設置数に対して、市町村がその活動を把握している数が1,200ほどであり、残り1,000ほどの自主防災組織の活動を市町村は把握できていないということになるのかと思いません。

このことについて、何か要因等があるのでしょうか。自主防災組織は補助金等も受け取っているかと思っておりますので、気になったところです。

○渡邊危機管理局長 資料13ページに記載しております、自主防災組織に関するアンケート調査については、実は今年度に初めて行なったものです。

その調査結果についてですが、市町村がその活動を把握していない自主防災組織の数が半分ほどございます。その要因について、市町村は資機材等の補助の要望がある自主防災組織の活動については把握しているものの、そのような要望が全くない自主防災組織については、その活動を把握できていない組織が多くあるようです。

○山口委員 自主防災組織は、結成届等の手続

が必要になると思うのですが、市町村には、その活動状況の把握等を行う義務はないのでしょうか。

また、市町村が自主防災組織の活動を把握していないという状況が分かった中で、今後、県として、きちんと活動状況を把握するよう指導する等の対応を何かされるのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 市町村には自主防災組織の活動を把握する義務はありません。しかしながら、その活動状況の半分以上を把握していないというのは大変問題であると認識しており、しっかりと対策をしていかなければならないと思っております。

今後の取組としましては、例えば、自主防災組織の未結成地域や活動が活発でない自主防災組織に避難訓練等を実施していただく際に、防災士を派遣して、実施にあたってのアドバイスを等する等の取組を行なっていこうと思っております。

○山口委員 今の形で行くと、必ずしも活動実態を把握していないところを把握できるようになるための直接的な対応とはならないように感じるのですが、定期的に今回のようなアンケートを実施したり、活動実態を把握できている数が少なかった自治体に対しては再度報告を求める等の対策は行わないのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 御指摘のとおりの方策を実施していきたいと思っております。

○山口委員 もう1つよろしいでしょうか。

消防団について伺いたいのですが、資料をいろいろ拝見すると、消防団の活動がほとんど変わらない中で、その内容がどんどん高度化していき、負担だけが増えていっている印象を持ちます。

操法大会についても、実施を取りやめる市町

村も出てきているようですが、本当に消防団でなければできない役割の整理等、消防団の負担軽減策や本県における操法大会の今後の在り方についての検討状況があれば教えてください。

○寺田消防保安課長 まず消防団の負担軽減策についてです。やはり消防団員数が少なくなっておりますが、その反面、先ほどの説明にもありましたとおり、女性の消防団員も増えているところですよ。

そのような中で、例えば、女性が男性と同じようにホースを持って走るのが難しいということから、ホースの軽量化を図る等、装備や資器材の改良といった負担軽減策を取っている消防団もございます。

操法大会につきましては、消防協会が一昨年に操法の実施要領を改定しておりまして、例えば、整列に当たっての厳しい取り決めを削除したり、実際の消防活動に必要なないパフォーマンス的な動作の訓練を減らす等、消防団員の訓練の負担軽減が図られているところです。

この操法大会ですが、消防団によっては、例えば、県大会や全国大会を目指す部と、消火活動の在り方や基本的な操法等、消防団として必要となる活動を確実に実施するための部とに分けて、全国大会等を目指す部については積極的に支援をしていく取組を実施しているところもあります。

操法大会については、今がちょうど過渡期にありますので、今後、変わっていくと思います。

○山口委員 私は消防団に入っていないので、あまり現場のことを知らないままの意見となってしまいますが、活動日数があまりにも多いと、入団がかなりはばかれるところがあるのではないかと思います。

例えば、広報活動等についても回っていた

っていますが、そのような活動もボランティアの方々をお願いする等、本当に消防団でなければ任せられない活動について一度整理していただいて、負担軽減のための活動の縮小というところも見ていただいた方がよいのではないかと思います。全国の事例も含めて再度確認いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○寺田消防保安課長 御指摘のとおり、本当に消防団でなければできない活動なのかということもあると思いますので、今後、消防団との会議で提案をして、協議していきたいと思います。

○佐藤委員 山口委員の意見とは少し角度の違う話となりますが、私は消防団に入っており、その活動の中で感じるのが、活動を積極的に行っている地域の方が、地域のつながりもしっかりしているということです。そのような地域を増やしていくことが、団員を増やし、地域のつながりを強め、支えていくことに繋がっていくと思います。これは中山間地域の話ですので、宮崎市等は少し事情が違うとは思いますが。

また、活動の一つである夜警については、週に何回も実施しており、特に年末のような火災の多い時期は毎日のように回りますので、私にも月に2回ほど当番が回ってきます。夜に消防団が回ってきてくれると地域の方々は安心しますし、一人暮らしが多いので、夜に一人でいるのは怖いのでありがたいという話も聞きます。このような消防団活動の必要性について、意見としてお伝えしておきます。

次に、資料43ページの切迫する南海トラフ地震への対策の推進についてお伺いします。

南海トラフ巨大地震による被害が甚大なものとなることは想定されており、特に被害が大きくなる地域も大体把握されて、様々な対策を取られていると思います。

そして、被害が小規模に留まることが想定される地域にしっかりとした防災拠点を設置する必要がありますし、水や食料等の備蓄も考えておられるのですが、今定例会で松本委員も質問されました防災道の駅が、防災拠点の一つとして生きてくると思います。しかし、宮崎県内の防災道の駅は、今のところ、都城市の道の駅都城だけです。

県として、防災拠点が必要な地域を想定して、自衛隊等を受け入れたり、ヘリ等が着陸して物資の輸送を行うことのできるようなスペースのある道の駅等の広い場所の確保等をされているのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 御指摘のありました、いわゆる後方支援拠点につきましては、南海トラフ巨大地震における具体的な応急対策活動に関する計画の中で、例えば、日向市の牧水公園や日之影町の運動公園のほか、都城市や小林市等において定めております。

ただ、御指摘のありました防災道の駅は、今のところ都城市にしかありませんので、新たな防災道の駅の指定について、国交省にいろいろお願いをする必要もございますし、指定要件もあろうかと思いますが、今後、しっかりと進めていく必要があると思います。

やはり今後は、ヘリベースやヘリベースにおける燃料補給の問題等についても考えていく必要があると思います。平時は地域の方々に向けた広場等として活用していただき、災害時は後方支援拠点として利用する等です。中山間地域においても、ヘリが降りられる場所があれば、山火事の際の対応にも活用できると思っております。

南海トラフ巨大地震における防災計画の大きな見直しも、最近は行われておりませんので、

後方支援拠点等の状況を踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤委員 道路事情はどんどん変わってきております。特に県北は高速道路の取組をどんどん進めていただいておりますので、そのような状況の中で、高さや広さ、安全性を含めた場所の選定が必要ではないかと思います。

そういう意味で、高千穂町では総合運動公園等が防災拠点となっておりますが、その近くに道の駅をつくり、熊本県の自衛隊との連携を図ることについて、国交省とも話をしております。県においても、このことについてしっかりと踏み込んでいただきたいです。

災害発生後に、こうすればよかったということにならないよう、早めに国や県が市町村と連携をとっていただき、後方支援拠点の取組についてよろしくお願いいたします。

○渡邊危機管理局長 ただいまの御指摘につきまして、県土整備部のほうともしっかり情報を共有してまいりたいと思います。

○荒神副委員長 資料21ページの消防団員加入促進のための取組として、県内の大学生や高校生にPRチラシ8万5,000部を配布したとのことですが、このような取組に至った経緯と実績を教えてください。

○寺田消防保安課長 取組の経緯については、やはり消防団の団員数が右肩下がりで減少しておりますので、国の勧めもありまして、若者に向けた加入促進のためのチラシを昨年度に続いて今年度も8万5,000部を配布しております。

しかしながら、この取組によって高校生が卒業後に入団したかどうか等の実績は手元ございません。

○荒神副委員長 実績はないのではないかと私

は思います。

私も消防団に入団しており、年齢のこともあり退団しましたが、操法大会や規律訓練については、消火活動の基本中の基本なのです。一般的なボランティア活動と異なり、災害時の指揮命令等は生命に関わることでありますので、消防団の重要な役割です。

ですから、高校生や大学生に入団を呼びかけるにあたって、そのような役割を考えて取り組まれたのかなと思ったところです。この特別委員会の県内調査では、学校運営協議会等と連携して、防災士の養成等の取り組みをされているところもありましたが、その辺りから防災に対する意識を植え付けることが基本になるのではないかと思います。

特に中山間地域は高齢化等により若者が少なく、消防団も人手不足の状況です。高齢化の影響は災害だけではなく、徘徊による行方不明等にも関係し、そのような中であって、先ほどの質問でもありましたように、事業所の協力が必要不可欠であると思っています。

しかしながら、事業所自体も人手が不足していますので、事業所にメリットがないと、若手人材の提供は難しいのではないかと思います。このことについて、県の考えを教えてくださいませんか。

○寺田消防保安課長 御指摘のとおり、事業所に対してのインセンティブがなければ、社会貢献につながる活動といえども、なかなか協力いただけないところもあると思います。

このことについて、例えば、消防団員の雇用状況によって、県発注の工事について優遇措置を受けられる制度が以前からございます。そのほかにも、協力事業所に対する融資制度や表彰等の取組、そして、防災等の社会貢献をしてい

ただいていることを、ぜひ多くの方々に知ってもらいたいと思いますので、そのようなことをアピールできるような場も、今後、検討してまいります。

○荒神副委員長 人手不足の中で事業所が協力してくださるのは、表彰状が欲しいからではなく、社会貢献という観点から努力していただいていると思うのです。

ですから、そのような事業所のためにも、地域への貢献に応じて、お答えいただいた優遇制度等の取組を行っていかねばなりませんので、検討していただければと思います。

次に、自主防災組織についてです。現代社会の中で、コロナ禍もあり、公民館活動等の地域のつながりが希薄化しており、そのような活動ができない中山間地域においては、さらに高齢化が進んでいきます。

これまでは、自主防災組織に必要な資機材等を購入するために、自治公民館として要望を出す等の流れがありましたが、このような活動を継続するために、高齢化や地域のつながりの希薄化等の課題を踏まえた今後の取組について教えてください。

○渡邊危機管理局長 御指摘のとおり、地域の過疎化や高齢化、つながりの希薄化の中での自主防災組織に係る問題については、力を入れて取り組まなければならない重要な問題であると認識しております。

先ほどのアンケートの話でもありましたとおり、市町村がなかなか自主防災組織の実態を把握できていないということが明らかになり、しっかりと取り組んでいかねばならないと気持ちを新たにしたところでございます。

まずは防災士を活用して、その地域に住んでいなくても、現地に赴いていただいて、地域の

公民館活動等を活発化してもらおうといった、地域外の人材による取組も必要であると思っています。

また、消防団の方に防災士になっていただいたり、消防団と連携して地域の自主防災組織の活動を行っていただくような取組を実施している市町村もございますので、市町村の好事例についての情報共有にも取り組んでまいります。そのほか、学校との協力体制についてもしっかりと考えていきたいと思っております。

これらのことは、今後、高齢化が進むにあたり、大変重要な課題であると思っておりますので、御指摘を踏まえまして、しっかり検討してまいります。

○荒神副委員長 やはり地域を守るのだという消防団や防災士の考え方に基づいて取り組まない限り、大変な課題であると思っております。

私が消防団に入る頃、当時の都城市長であった長峯さんは防災士の免許を取得されました。そこで私たち議員もふるさとを守るために防災士の資格を取ろうということになったのです。

そのような思いを県から市町村へ、市町村から地域へと自治公民館連絡協議会等によって伝えていかなければ、机上の空論になってしまうと思っております。

南海トラフ巨大地震が懸念される中で地域の高齢化が進んでいく現状については、今後の最重要課題として取り組んでいただくよう、よろしく申し上げます。

○坂本委員長 副委員長の質問と関連して、私のほうから1点お伺いします。

地域防災の現状等を分析なさって、防災士に関する調査内容等についてご説明いただきましたが、県内で防災士の資格を取得なさっている方たちの中で、県職員や市町村職員がどれぐら

いらっしゃるのか教えてください。加えて、教職員についても、防災士の資格をどれくらい取得しておられるのか、データをお持ちでしたら教えてください。

○渡邊危機管理局長 申し訳ありません。防災士資格取得者の区分につきましては、こちらでは把握しておりません。

補足となりますが、私は、今年に防災士の講習を受けまして、試験にも通りましたので、もうすぐ防災士になれるところです。その研修の中で、講師の方が、講習者の中で自治体関係者や教職員の方はいらっしゃいますかという質問をされたのですが、2割ぐらいしかいなかったように見えました。半分くらいいることもあるらしいのですが、その時は意外と多くなかったという印象でした。

○坂本委員長 この質問をさせていただいた理由ですが、台風災害等の際に避難所を見に行くと、実際に避難所を運営されているのは市町村役場の職員の方たちであり、1か所の避難所に2人、3人とついでいらっしゃいます。

実際に災害が起こった際に備えて、これまで御説明いただいたとおり、地域の防災力を上げていかなければなりません。避難所の運営については、自治体職員が携われるケースが非常に多いのではないかと思います。

そのような中においては、各地域の県職員や市町村職員の方々は、当然、災害時における働きを求められると思うのです。

ですから、自治体職員の方々がしっかりと防災に対する知識や対策、ノウハウを持っているかどうかというのは、災害対応において、とても大きなことかと思っております。これは、教職員の方々についても同様です。

そのような取組について、県内全域で一遍に

行うのはなかなか難しいのかもしれませんが、少なくとも、南海トラフ巨大地震による被害が想定される沿岸部については、取組の強化をお願いしたいです。

防災士を柱にして、地域の防災力を上げていくというのが県の方針であれば、今、申し上げたような視点も踏まえて、取り組んでいただくよう要望させていただきます。

○渡邊危機管理局长 学校現場での防災士資格の取得について補足させていただきます。

現在の防災士の試験については、実施日等により、学校の生徒にはなかなか受けづらいようなカリキュラムとなっているため、学校の夏休みの時期等、生徒が受けやすいような防災士資格取得のための研修や講座ができないかを検討しているところです。

生徒が防災士資格の試験を受けやすい環境となれば、教職員の方々も合わせて、防災士の養成につなげていくことができますので、今後、試験講習会の在り方等を検討して、取組を広げていきたいと思っております。

○坂本委員長 では、以上で質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

○坂本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まずは、協議事項（1）提言についてであります。

本日まで6回の委員会と県内・県外調査を行ってまいりました。

これからは年度末の報告書に向けて、県当局に対する提言を整理していく必要があります。

これまでの当委員会の活動につきましては、お手元にお配りしておりますA3版の資料にまとめております。提言につながるような委員の皆様のお発言、意見交換先の発言などをまとめて記載をしております。

報告書に盛り込む提言につきまして、今ここで何か御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、次回、報告書骨子案としてお示しをさせていただくということで御了承ください。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 重ねてになりますが、次回の委員会までに提言の内容について御意見がある委員の方いらっしゃいましたら、随時正副委員長までお申出いただけますようお願いいたします。

次に、協議事項（2）の次回委員会についてであります。

次回委員会につきましては、年明けの1月19日金曜日に開催を予定しています。

次回の委員会では、報告書に向けた検討を行います。これに加えて御希望があれば執行部から説明を受けることもできます。次回の委員会の内容について御意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 最後に、協議事項（3）のその他で、委員の皆様から何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、次回の委員会は、来年1月19日金曜日を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

令和5年12月8日（金曜日）

午前11時42分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 坂本 康郎

